

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地形・地質等の自然条件)

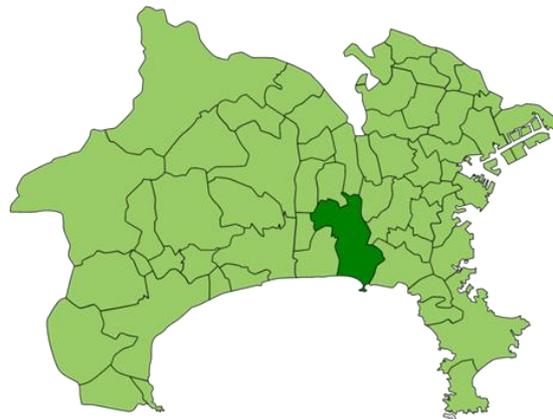
藤沢市は、神奈川県中央南部に位置し、市域の北は、大和市、綾瀬市、海老名市に、西は、茅ヶ崎市、寒川町に、東は、横浜市、鎌倉市にそれぞれ接しており、南は相模湾に面している。

東西に 6.55 km、南北に 12.0 km、面積は 69.56 km² であり神奈川県の総面積の約 2.88% を占めている。

地形について、北部は、相模台地の南端にあたる標高 40~50m の洪積層からなる平坦な丘陵性の台地を形成し、南部は、湘南砂丘の沖積低地部からなっている。沖積低地は、境川及び引地川流域に沿って形成された低地を含み、かつ、南部市街地の多くの部分を占めている。

地質について、市南部の低地は、砂が優勢な沖積層より成り、その厚さは厚い所で 40m 程度となっている。また、境川、引地川等の河川沿いにも沖積層が分布しているが、河川沿いの沖積層は泥質となっている。これらの地層はいずれも軟弱層である。

また、神奈川県内には、約 30 本の活断層が確認されており、そのうち活動度が高い活断層が 11 本あるが、藤沢市にかかる活断層はない。



(過去の災害状況)

被害をもたらした過去の被害記録によると、最も大きな地震災害として特記できるのが、1923年(大正12年)9月1日に発生した関東大震災である。

この地震による本市内の被害状況は、全壊家屋 2,180 戸、半壊家屋 2,316 戸、死者 220 人と大きな被害が発生している。

風水害災害で特記すべきは、柏尾川から東橋上流までの区間について、激甚災害対策特別緊急整備事業の適用を受けることになった昭和 57 年 9 月の台風第 18 号、藤沢橋が落橋する被害を受けた平成 2 年 8 月の台風第 11 号、鶴沼橋が落橋するほか、公共施設での床上浸水をはじめ多くの家屋の床上・床下浸水や道路冠水など大きな被害を受けた平成 2 年 9 月の台風第 20 号である。その後も、毎年のように 6 月~9 月にかけて、集中豪雨や台風による被害を受けており、平成 15 年には、季節はずれともいえる 3 月に、局地的な豪雨による大きな被害を受けている。

都市災害としては、昭和 30 年代においては米軍ジェット機の墜落事故、昭和 59 年における米軍ヘリコプターの墜落事故、さらには部品の落下事故、ヘリコプターの不時着事故が起きており、被害が発生している。また、昭和 61 年 3 月に強風と湿った雪により、送電線の鉄塔や電柱が倒れて大規模な停電が発生している。

1:30,000



FUJISAWA

液状化危険度マップ

Liquefaction Potential Map
 Mapa de Áreas de Licuación de Suelos
 Mapa de Risco de Licuación dos Solos
 Bản đồ khu vực dễ lún ngập
 液化地圖
 익회지도

液状化現象が発生する危険度
 Liquefaction Potential
 Potencial de licuación
 Potencial de licuación dos solos
 Tỷ lệ ngập lụt ngập
 液化危険度 液化危険度

	高い	High	15 < PL
	やや高い	Modera	5 < PL ≤ 15
	低い	Low	0 < PL ≤ 5

凡例 Legend Leyenda Legenda Legend
 符号 記号

	避難施設 Emergency Shelter Albergue para Refugiados Instalación de emergencia para Desplazados Not lánh ngy 避難施設 避難施設
	地区防災拠点本部 Local Disaster Preparedness Center Punto de Información para Casos de Desastre Centro de Información sobre Desastres Trạm thông tin về trường hợp thiên tai 地区防災拠点本部 防災拠点本部
	消防署・出張所 Fire Station Cuartel de Bomberos Sở cứu hỏa 消防 出張所
	警察署 Police Station Delegación de Policía Instancia de Policía Sở cảnh sát 警察署 警察署
	町丁目界 City Neighborhood Boundary Límite de Barrio Limite de Bairro Phạm vi lãnh thổ phường 町丁目界線 町丁目界線
	国道 National Road Carretera Nacional Carretera Nacional Quốc lộ 国道
	県道 Prefectural Road Carretera Prefectural Carretera Prefectural County Road 県道
	その他の主要道路 Major Road Las Principales Carreteras Rutaes Principales Autónoma 主要道路 主要道路



液状化危険度マップとは

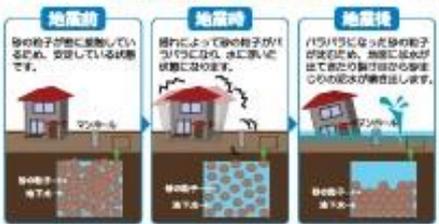
同震度地震が発生したときに液状化現象が発生する可能性(液状化危険度)を、PL値を指標として50mメッシュ単位で示したものです。液状化危険度は、地形・地質条件、地下水位の条件、地震の揺れの強さから求められ、PL値が15を超えると、「液状化危険度が高い」に分類されます。

この液状化危険度マップでは、想定される揺れが強いことと、液状化現象が発生しやすくなるように地下水位などの条件を設定したため、「液状化危険度が高い」地域が広く分布します。しかし実際の地震時には、局所的な地形・地質条件、地下水位の条件、揺れの強さの違いにより、液状化現象の起こりやすさが変化する可能性があります。

【液状化危険度の評価】
 国土院発行の土地条件に基づく地盤区分と、藤沢市所轄のボーリング資料を参考にしました。

【地図】
 背景の地図には、平成22年度作成の都市計画基本図を使用しました。

液状化現象の起こり方



想定地震の説明



同震度地震は、フィリピン海プレートの沈み込みによって発生する南海トラフの大地震で、1923年(大正12年)に発生した関東大震災の再来を想定したものです。

(津波：ハザードマップ)

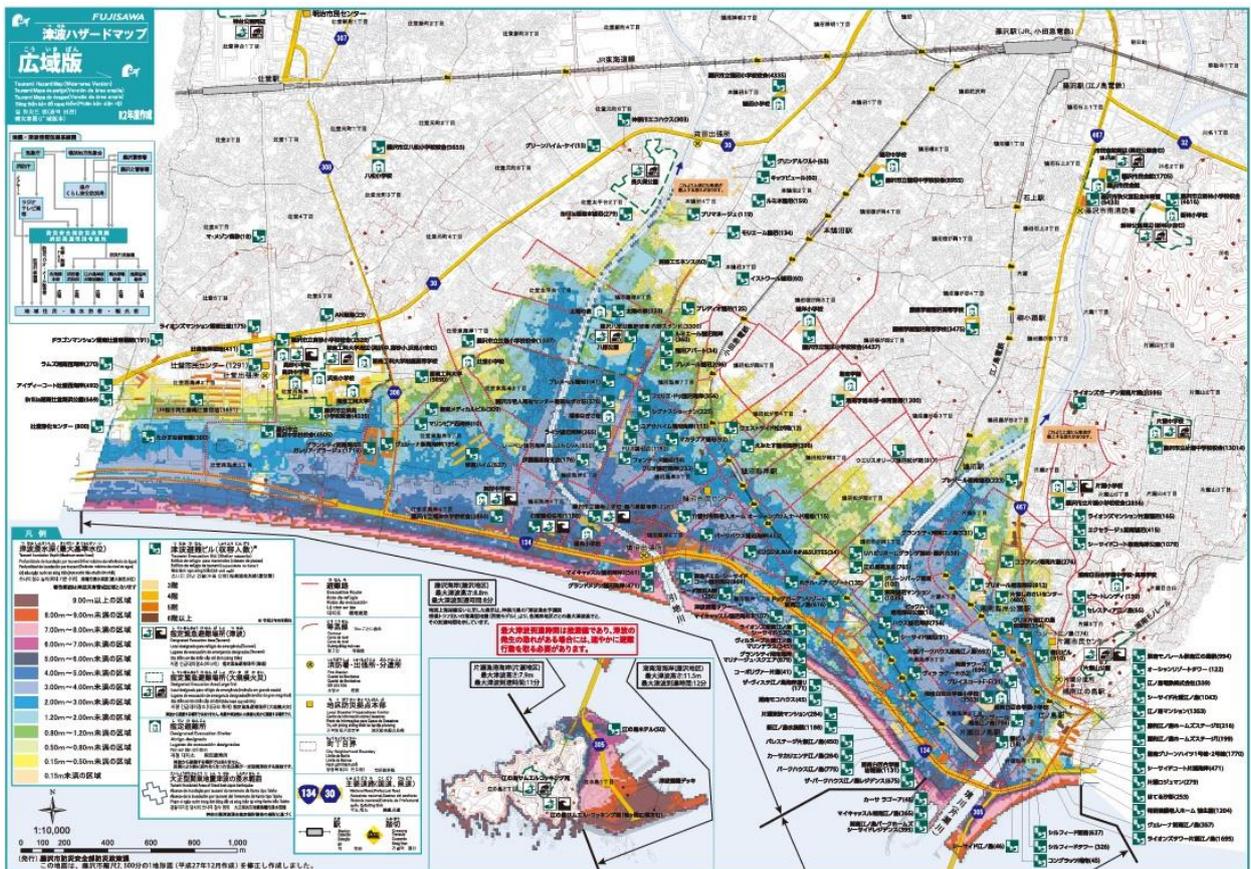
藤沢市では、県が公表した「津波浸水想定」をもとに「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を最大クラスの津波と想定する。

想定津波の概要は、震源域は相模トラフ、震度 7、第 1 波の到達時間 6 分、最大津波高さ 11.5m（到達時間 12 分）、最大浸水面積 4.7 km²。

地点別では、湘南港海岸で最大津波高さ 11.5m（到達時間 12 分）、片瀬漁港海岸で最大津波高さ 7.9m（到達時間 11 分）、藤沢海岸（茅ヶ崎市境から片瀬漁港海岸西側まで）で最大津波高さ 8.8m（到達時間 8 分）と想定されている。

ハザードマップについては、令和 3 年 3 月に神奈川県が本市域の「津波浸水想定区域」を「津波災害警戒区域」に指定したことに伴い、そのエリアのハザードマップを作成し、津波災害警戒区域及び津波浸水深（最大基準水位）を掲載している。

江の島島内や沿岸部においては、観光客向けの飲食店や土産物店、宿泊施設などがあり、観光産業への影響が懸念される。



(土砂災害・洪水：ハザードマップ)

土砂災害・洪水ハザードマップは、集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、がけ崩れや洪水が発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水想定区域として示している。洪水の浸水深は、境川、柏尾川、引地川、蓼川、目久尻川、小出川、小糸川、不動川、打戻川、滝川、白旗川、一色川が大雨によって増水し、堤防の決壊などにより水があふれた場合に想定される浸水範囲とその程度が示されている。浸水想定区域は、神奈川県及び藤沢市より公表されたもので（平成 30 年、令和 2 年）、雨量の規模（24 時間雨量）は河川ごとに、境川・柏尾川・滝川・白旗川 632 mm、引地川・蓼川・小糸川・不動川・一色川 412mm、目久尻川 398mm、小出川・打戻川 354 mm と想定している。藤沢地区のほか住宅が多く点在する地域を含めて、川沿いなどで、5.0m～10.0m 未満の最大浸水深と掲載され

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 13,027 事業所
- ・小規模事業者数 9,379 事業所 ※平成28年経済センサス

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	1,134 社	1,067 社	市内に広く分散している
	製造業	673 社	541 社	内陸部に多い
	小売・卸業	3,197 社	1,808 社	観光産業については沿岸部に多い
	サービス業	4,274 社	2,722 社	市内に広く分散している
	その他	3,749 社	3,241 社	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・「ふじさわ防災ナビ」による市民への災害情報の提供

2) 当所の取組

①災害に対する取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社等と連携した損害保険等への加入促進
- ・防災備品(毛布、スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・防災訓練の実施

②感染症に対する取組

- ・緊急アンケートの実施等による市内企業への影響調査(藤沢市合同調査)
- ・感染症の拡大を防止するための、各種イベントの中止や延期
- ・一部検定試験に関して、受付方法の見直し(ネット受付)や受験者に対する検温・アルコール消毒・マスク着用等の感染防止対策を実施した。
- ・当所会館(貸会議室)に関して、来訪者・利用者の感染防止対策として、検温器やアルコール消毒液の設置、体温計とアルコール消毒液の貸出を行った。また、貸会議室にオゾン発生器を設置した。
- ・市内企業の資金繰り・雇用等を支援するための経営相談窓口の設置や相談会の開催
- ・神奈川県・日本商工会議所と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

II 課題

当所や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次のとおりである。

(1) 事業者の取組状況に関すること

- ・地区内小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ・防災等の取り組みを図る事業継続計画(BCP)および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

(2) 外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ・被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当所と当市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ・災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

(3) 感染症対策に関すること

- ・地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

(4) 当所の支援体制に関すること

- ・事業継続計画（BCP）と事業継続力強化計画の策定支援に対する取組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分ではない。
- ・職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。また、職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

Ⅲ 目標

次の目標を設定し、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取組みを推進する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ・地区内小規模事業者に対し、ハザードマップ等を活用した経営指導員等の巡回時における説明、BCP・事業継続力強化計画策定セミナーや個別相談会の開催等を通して、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定等の事前対策の必要性を周知する。
- ・地区内小規模事業者に対し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ・BCP等の策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（神奈川県商工会議所連合会、損害保険会社、火災共済団体、地区外商工会議所・商工会）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ・感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当所における支援体制面での目標

- ・各種研修会に職員が参加し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ・当所策定の「事業継続計画（BCP）」を全職員で共有し、計画に基づく行動確認や訓練の実施。
- ・当所が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復

旧の体制作りを行う。

IV その他

- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに神奈川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（認定日 ～ 令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当市の事業継続計画と当所の事業継続計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・平成31年に事業継続計画を策定した（別添 藤沢商工会議所事業継続計画のとおり）。

3) 関係団体等との連携

- ・従来から連携している損害保険会社・火災共済団体等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・地区外の商工会議所や商工会との連携として、「大規模地震等災害時の相互支援」を目的とする包括的連携協力に関する協定締結先と定期的に会議を開催し、今後の取組みと事業について検討する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業継続力強化を支援する協議会（構成員：当所、当市等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る確認及び訓練の実施

- ・県が災害対策本部を設置する基準の自然災害や感染症が発生したと仮定し、当所と当市との連絡ルートの確認等を行う。なお、訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後直ちに職員の安否報告を行う。desknet's（グループウェア）等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、神奈川県の対処方針に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を協議、決定する。

被害規模	被害の状況	応急対策の想定
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。(連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じていると想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保を最優先。 ・相談窓口の設置と相談業務の実施 ・被害状況の把握と調査 ・地域の被災者救命に協力
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置と相談業務の実施 ・被害状況の把握と調査 ・地域の災害対策に協力
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な対応なし

・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

時期	交換頻度
発災後～3日	1日に2回（11時・17時） ※2回目は必要に応じて実施
4日～2週間	1日に1回（11時）
3週間～1か月	1週間に1回程度
1か月以降	1か月に1回程度

< 3. 発災時における連絡体制 >

- ・ 自然災害の被害状況の把握開始の基準としては、県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、県（中小企業支援課）が当市及び当所の連絡窓口へ連絡したときとするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

災害対策本部（第1次本部体制） 設置基準	本部の設置基準
風水害等	(1)大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2)その他状況により必要があるとき。
地震災害	(1)「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2)その他状況により必要があるとき。

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
 - ・ 当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
 - ・ 当所と当市が共有した情報を、神奈川県に指定する方法（※）にて当所又は当市より神奈川県へ報告する。
 - ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。
 - ・ 感染症の被害状況の把握開始の基準としては、県が対策本部を設置し、被害状況の把握の必要性を県で検討し、県（中小企業支援課）が当市及び当所の連絡窓口へ連絡したときとする。
 - ・ 当所会員以外の被害情報については、小規模事業者と接点の多い関係団体等を通じて非会員にもコンタクトを取り収集する。
- ※県の定める様式により、電子メールで報告するが、電子メールが使えない場合は、代替手段としてファックス等により報告する。

【発災時（感染症を含む）における被害情報の連絡・共有体制について】

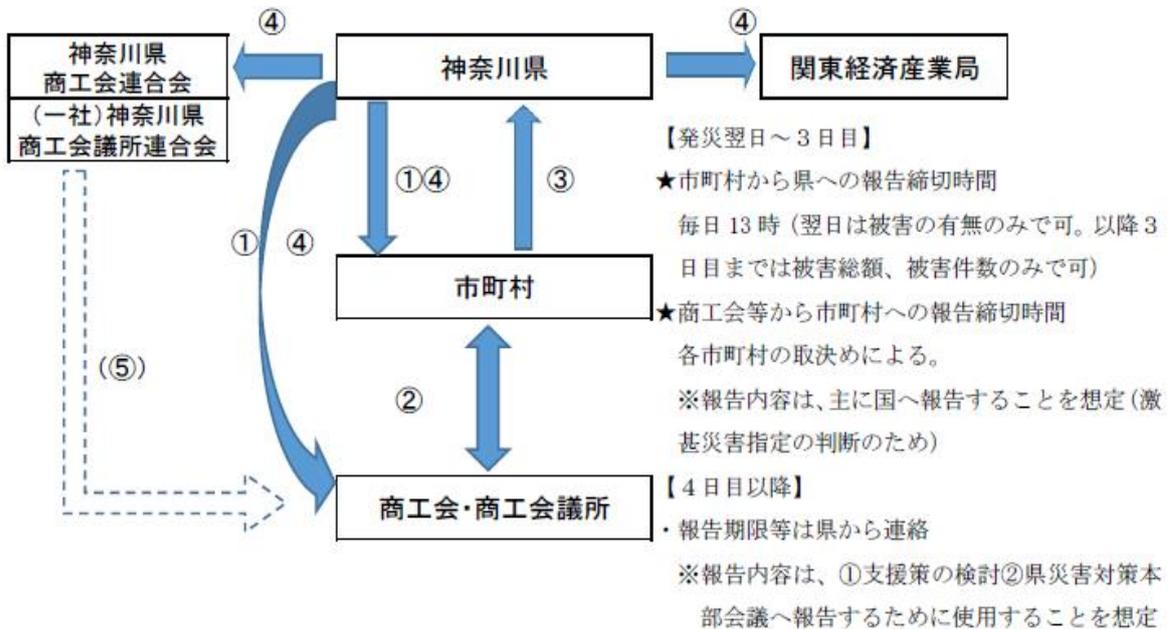
※詳細は令和2年1月31日付け企支2472号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡・共有体制の構築について（依頼）」による。

- ① 自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要がある場合、県（中小企業支援課）は、当市に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、当所に報告依頼をした旨を連絡する。
- ② 当市と当所は、中小企業の被害情報等を共有する。
- ③ 当市は、当所と情報共有を行いながら、県へ中小企業の被害情報等を報告する。（ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が当所に被害状況を確認することもある。）
- ④ 県は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国（関東経済産業

局)・県災害対策本部会議へ報告する。併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有する。

⑤ (一社)神奈川県商工会議所連合会は、とりまとめ結果をもとに、当所に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。

【連絡系統・体制図】



※感染症の場合、報告期限、様式は都度定めて連絡する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

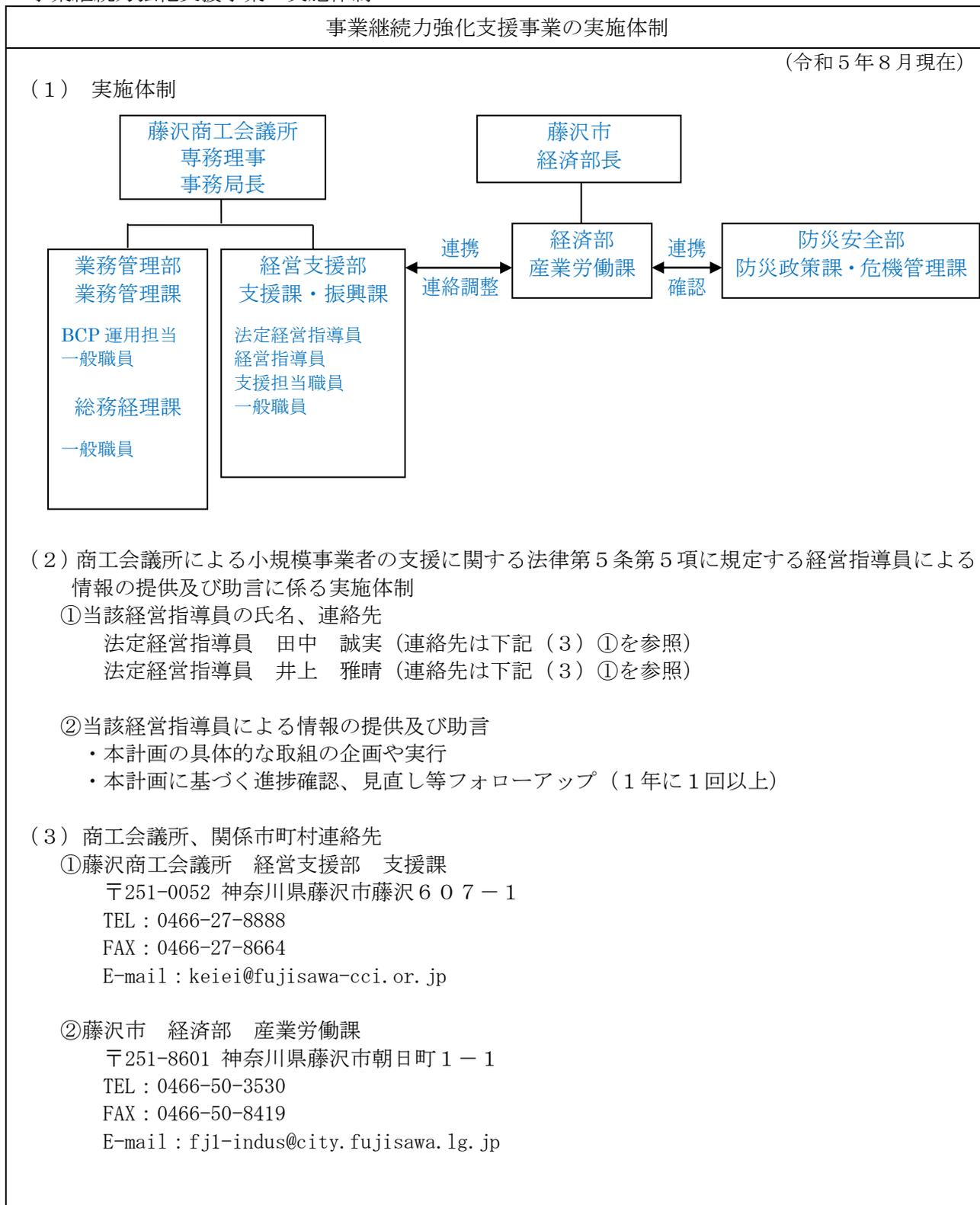
- ・相談窓口の開設方法について、藤沢市と相談する。当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・神奈川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、藤沢商工会議所と連携するいわき商工会議所、八戸商工会議所、高山村商工会及び神奈川県や神奈川県商工会議所連合会に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	50	150	150	150	150
・ セミナー開催費	25	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	25	100	100	100	100

調達方法

会費収入・事業収入等、補助金（藤沢市・神奈川県）より支出

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>①神奈川県火災共済協同組合 〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通3-33-2</p> <p>②あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 神奈川支店藤沢支社 〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル2階</p> <p>③A I G 損害保険株式会社 〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 藤沢支店 〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢484-1 藤沢アンバービル6階</p> <p>④損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 神奈川支店藤沢支社 〒251-0026 神奈川県藤沢市鵜沼東5-1 損保ジャパン藤沢ビル3階</p> <p>⑤東京海上日動火災保険株式会社 〒100-8050 東京都千代田区大手町2-6-4 神奈川支店湘南平塚支社 〒251-0041 神奈川県藤沢市辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南10階</p> <p>⑥三井住友海上火災保険株式会社 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 神奈川支店横浜第四支社 〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー21階</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者事業継続計画等の策定とフォローアップ ③事業継続計画等策定に関するセミナー・個別相談会の実施 ④損害保険等の紹介</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①セミナー実施時における講師派遣 ②(リスクファイナンス対策として)災害時に活用できる保険商品等の案内</p>

連携体制図等

